議案第９号

目黒区立保育所条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１６日

提出者　目黒区長　　青　　木　　英　　二

目黒区立保育所条例等の一部を改正する条例

（目黒区立保育所条例の一部改正）

第１条　目黒区立保育所条例（昭和４０年６月目黒区条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第１号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

（目黒区立幼稚園条例の一部改正）

第２条　目黒区立幼稚園条例（昭和４２年１１月目黒区条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第１９条第１項第１号又は第２号」を「第１９条第１号又は第２号」に改める。

（目黒区児童発達支援センター条例の一部改正）

第３条　目黒区児童発達支援センター条例（昭和６０年３月目黒区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項及び第２項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第３項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（目黒区立知的障害者グループホーム条例の一部改正）

第４条　目黒区立知的障害者グループホーム条例（平成５年１２月目黒区条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項及び第３項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（目黒区心身障害者センター条例の一部改正）

第５条　目黒区心身障害者センター条例（平成１２年９月目黒区条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第３項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（目黒区東が丘障害福祉施設条例の一部改正）

第６条　目黒区東が丘障害福祉施設条例（平成１８年３月目黒区条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（目黒区立福祉工房条例の一部改正）

第７条　目黒区立福祉工房条例（平成１９年３月目黒区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（目黒区立こども園条例の一部改正）

第８条　目黒区立こども園条例（平成２４年９月目黒区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改め、同条第２号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第６条第１項第２号中「第１９条第１項第１号又は第２号」を「第１９条第１号又は第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

（目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第９条　目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月目黒区条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、

同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

第６条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号又は第３号」を「第１９条第２号又は第３号」に、「同項第２号又は第３号」を「同条第２号又は第３号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第２号又は第３号」を「第１９条第２号又は第３号」に改める。

第８条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１３条第４項第３号ア(ｱ)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア(ｲ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ(ｱ)中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ(ｲ)中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第１５条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改める。

第２０条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第３５条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第３６条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号又は第２号」を「同条第１号又は第２号」に、「同項第１号に」を「同条第１号に」

に改める。

第３７条第２項及び第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第５１条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第５２条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（説明）　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資　料

1　目黒区立保育所条例の一部改正（第１条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第１条による改正案	現行条例
（事業） 第２条の２　保育所は、次に掲げる事業を行う。ただし、第２号に掲げる事業については、区長が指定する保育所において実施する。 (1)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童（以下「保育を必要とする児童」という。）を日々保護者の下から通わせて、同法第２０条第３項に規定する保育必要量に応じた保育時間（以下「保育所における保育時間」という。）の範囲内において保育を行うこと。 (2)～(4)　（現行に同じ。）	（事業） 第２条の２　保育所は、次に掲げる事業を行う。ただし、第２号に掲げる事業については、区長が指定する保育所において実施する。 (1)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童（以下「保育を必要とする児童」という。）を日々保護者の下から通わせて、同法第２０条第３項に規定する保育必要量に応じた保育時間（以下「保育所における保育時間」という。）の範囲内において保育を行うこと。 (2)～(4)　（省略）

2　目黒区立幼稚園条例の一部改正（第２条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第２条による改正案	現行条例
（入園資格） 第４条　幼稚園に入園できる者は、次の各号のいずれにも該当する幼児とす	（入園資格） 第４条　幼稚園に入園できる者は、次の各号のいずれにも該当する幼児とす

る。 (1)　（現行に同じ。） (2)　幼児が子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者として当該幼児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児を現に監護する者をいう。以下同じ。）が同法第２０条第１項の規定による区長の認定を受けていること。 (3)　（現行に同じ。）	る。 (1)　（省略） (2)　幼児が子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者として当該幼児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児を現に監護する者をいう。以下同じ。）が同法第２０条第１項の規定による区長の認定を受けていること。 (3)　（省略）

３　目黒区児童発達支援センター条例の一部改正（第３条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第３条による改正案	現行条例
（使用料等） 第９条　児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用（第７条第１項の規定による申出に係る利用に限る。）をする者の使用料は、法第２１条の５の３第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２　障害児相談支援の利用をする者の使用料は、法第２４条の２６第２項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。	（使用料等） 第９条　児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用（第７条第１項の規定による申出に係る利用に限る。）をする者の使用料は、法第２１条の５の３第２項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２　障害児相談支援の利用をする者の使用料は、法第２４条の２６第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3　計画相談支援の利用をする者の使用料は、障害者総合支援法第５１条の１７第２項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。	3　計画相談支援の利用をする者の使用料は、障害者総合支援法第５１条の１７第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
4　（現行に同じ。）	4　（省略）

4　目黒区立知的障害者グループホーム条例の一部改正（第４条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第４条による改正案	現行条例
（使用料等） 第７条　共同生活援助を利用する場合の使用料は、第５条第１項の規定により承諾を受けた者にあっては法第２９条第３項第１号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第１項に規定する特定費用のうち家賃に相当する額（以下「家賃相当額」という。）の合算額とし、第４条第２項に規定する措置を受けた者及び第５条第２項の規定により承認を受けた者にあっては家賃相当額とする。	（使用料等） 第７条　共同生活援助を利用する場合の使用料は、第５条第１項の規定により承諾を受けた者にあっては法第２９条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第１項に規定する特定費用のうち家賃に相当する額（以下「家賃相当額」という。）の合算額とし、第４条第２項に規定する措置を受けた者及び第５条第２項の規定により承認を受けた者にあっては家賃相当額とする。
2　（現行に同じ。）	2　（省略）
3　短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。	3　短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

4　（現行に同じ。）	4　（省略）

5　目黒区心身障害者センター条例の一部改正（第５条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第５条による改正案	現行条例
（使用料等） 第１１条　生活介護又は短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２　（現行に同じ。） ３　児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用（通所給付決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、児童福祉法第２１条の５の３第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ４～７　（現行に同じ。）	（使用料等） 第１１条　生活介護又は短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２　（省略） ３　児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用（通所給付決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、児童福祉法第２１条の５の３第２項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ４～７　（省略）

6　目黒区東が丘障害福祉施設条例の一部改正（第６条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第６条による改正案	現行条例
（使用料等）	（使用料等）

第１２条　生活介護又は短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２・３　（現行に同じ。）	第１２条　生活介護又は短期入所の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２・３　（省略）

7　目黒区立福祉工房条例の一部改正（第７条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第７条による改正案	現行条例
（使用料等） 第１２条　生活介護又は就労継続支援の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２・３　（現行に同じ。）	（使用料等） 第１２条　生活介護又は就労継続支援の利用（支給決定に係る利用に限る。）をする場合の使用料は、法第２９条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。 ２・３　（省略）

8　目黒区立こども園条例の一部改正（第８条関係）新旧対照表　　（＿＿＿は、改正点）

第８条による改正案	現行条例
（事業） 第３条　こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1)　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２５条第	（事業） 第３条　こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1)　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２５条の

１項の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育の実施	規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育の実施
(2)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である幼児に対する保育の実施	(2)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である幼児に対する保育の実施
(3)～(5)　（現行に同じ。）	(3)～(5)　（省略）
（入園資格）	（入園資格）
第６条　こども園に入園できる者は、次の各号のいずれにも該当する幼児とする。	第６条　こども園に入園できる者は、次の各号のいずれにも該当する幼児とする。
(1)　（現行に同じ。）	(1)　（省略）
(2)　幼児が子ども・子育て支援法第１９条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者として当該幼児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児を現に監護する者をいう。以下同じ。）が同法第２０条第１項の規定による区長の認定を受けていること。	(2)　幼児が子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者として当該幼児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児を現に監護する者をいう。以下同じ。）が同法第２０条第１項の規定による区長の認定を受けていること。
(3)　（現行に同じ。）	(3)　（省略）
２　こども園に入園しようとする者のうち第３条第２号の事業を利用しよう	２　こども園に入園しようとする者のうち第３条第２号の事業を利用しよう

とする者は、幼児が子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者として当該幼児の保護者が同法第２０条第１項の規定による区長の認定を受けた者でなければならない。	とする者は、幼児が子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者として当該幼児の保護者が同法第２０条第１項の規定による区長の認定を受けた者でなければならない。

９　目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第９条関係）新旧対照表（＿＿＿は、改正点）

第９条による改正案	現行条例
第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準	第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準	第１節　利用定員に関する基準
第４条　（現行に同じ。）	第４条　（省略）
２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	２　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満１歳に満たない小学校就学前子ども及び満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
(1)　認定こども園　法第１９条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分	(1)　認定こども園　法第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(2)　幼稚園　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分	(2)　幼稚園　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分
(3)　保育所　法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同	(3)　保育所　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分

条第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第６条　（現行に同じ。）

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合にお

及び同項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第６条　（省略）

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場

いては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

４・５　（現行に同じ。）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第７条　（現行に同じ。）

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第７条第２項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子

合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

４・５　（省略）

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第７条　（省略）

２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第１９条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第２４条第３項（同法第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第７条第２項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子

どもの該当する法第１９条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第１３条　（現行に同じ。）

２・３　（現行に同じ。）

４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2)　（現行に同じ。）

(3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ｱ)　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７７，１０１円

(ｲ)　法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

どもの該当する法第１９条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第１３条　（省略）

２・３　（省略）

４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2)　（省略）

(3)　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ｱ)　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　７７，１０１円

(ｲ)　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。(ア)において同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア)　法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

(イ)　法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

ウ　（現行に同じ。）

教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　５７，７００円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、７７，１０１円）

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。(ア)において同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア)　法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

(イ)　法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

ウ　（省略）

(4)・(5)　(現行に同じ。)

５・６　(現行に同じ。)

(特定教育・保育の取扱方針)

第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2)　(現行に同じ。)

(3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２５条第１項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4)　(現行に同じ。)

２　(現行に同じ。)

(運営規程)

第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3)　(現行に同じ。)

(4)　特定教育・保育の提供を行う日（法第１９条第１号に掲げる小学校就

(4)・(5)　(省略)

５・６　(省略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第１５条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2)　(省略)

(3)　幼稚園　幼稚園教育要領（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２５条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4)　(省略)

２　(省略)

(運営規程)

第２０条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第２３条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3)　(省略)

(4)　特定教育・保育の提供を行う日（法第１９条第１項第１号に掲げる小

学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11)　（現行に同じ。）

（特別利用保育の基準）

第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設

学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11)　（省略）

（特別利用保育の基準）

第３５条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第３４条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設

型給付費（法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第１３条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３４条第

型給付費（法第２８条第１項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同号又は同項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第１３条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ｱ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(ｲ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第３６条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第３

１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「第１９条第１号」とあるのは「第１９条第２号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第１３条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した

４条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「第１９条第１項第１号」とあるのは「第１９条第１項第２号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「同項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第１３条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準に

費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３７条　（現行に同じ。）

２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する共済組

より算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第３章　特定地域型保育事業の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３７条　（省略）

２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第４２条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第１２項第１号ハに規定する

合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第３９条　（現行に同じ。）

２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３・４　（現行に同じ。）

（特別利用地域型保育の基準）

共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第３９条　（省略）

２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第１９条第１項第３号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３・４　（省略）

（特別利用地域型保育の基準）

第５１条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項に規定する特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合

第５１条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第３０条第１項に規定する特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第４０条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合

において、第３９条第２項中「第１９条第３号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第３０条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中において、第３９条第２項中「第１９条第１項第３号」とあるのは「第１９条第１項第１号」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第３号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第３０条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費

「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第５２条　特定地域型保育事業者が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定により定められ

用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第５２条　特定地域型保育事業者が法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第３７条第２項の規定に

た利用定員の数を超えないものとする。	より定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第３０条第２項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第３０条第２項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。